

吉川市公共工事等の部分払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉川市契約規則(昭和39年吉川町規則第2号。以下「契約規則」という。)第42条第1項及び吉川市会計規則(昭和40年吉川町規則第6号)第48条の3の規定による公共工事等に要する経費の部分払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部分払の対象)

第2条 部分払の対象となる経費は、工事については請負金額が1件50,000,000円以上でかつ契約期間が6月以上、物件の買入契約、製造及び修繕の請負契約については1件3,000,000円以上でかつ契約期間が6月以上とし、物件の買入れの既納部分、製造及び修繕若しくは工事等の既成部分に対し、完納又は完成前に請負金額の一部分の支払に要する費用とする。

(部分払の割合等)

第3条 部分払の金額は、物件の買入れの既納部分については、これに相当する代価の金額以内、製造その他の請負契約又は工事の既成部分については、これに相当する代価の10分の9以内の金額でそれぞれ市長が定める額とし、10,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、性質により可分の製造及び修繕又は工事の完成部分について、これに相当する代価の金額まで支払うことができる。

2 部分払の支払回数は、履行期間が6月を超えるものについて、3月ごとに1回を限度とする。ただし、市長が必要と認めて承認した場合は、この限りでない。

(検査)

第4条 部分払を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、部分払請求に係る既成部分検査の執行を工事等の施行を担当する課の課長(課以外にあっては課長相当職にある者。以下「主管課長」という。)に申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた主管課長は、吉川市工事検査規則(平成16年吉川市規則第5号。以下「工事検査規則」という。)第6条第1項の工事検査依頼書に出来高調書その他当該請求に係る工事等の検査に必要な書類を添えて工事検査課長に提出しなければならない。

3 部分払の額は、次の算式により算定するものとする。

部分払の額 ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負金額)

4 既成部分検査終了後、工事検査課長より工事検査規則第10条第1項の出来高確認通知を受理した主管課長は、支払可能な部分払金額を明示した同条第2項の既成部分検査結果通知(以下「結果通知」という。)により、請求者

に通知しなければならない。

(工事検査課の検査対象外の検査の取扱)

第5条 部分払の対象経費のうち、工事検査課の検査対象とならないものに係る契約規則第48条各項の規定による検査結果の請求者への通知については、前条第4項の規定を準用する。

(部分払の請求等)

第6条 請求者は、部分払金請求書(様式)に結果通知の写し及び請負契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 部分払の支払時期は、部分払金請求書を受理した日から起算して30日以内とする。

3 部分払の支払は、請求者の指定する金融機関に振り込むことにより行うものとする。

4 部分払の支払があった後再度の部分払の請求をする場合は、請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に契約を締結している場合は、契約の履行を完了するに至るまで、なお従前の例による。

附 則(平成8年告示第76号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年告示第36号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年告示第37号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第106号)

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

様式（第6条関係）

部分払金請求書

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

年 月 日に締結した

工事名

工事場所

請負代金 金 円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円

前払金受領額 年 月 日受領済

部分払受領額 年 月 日受領済

部分払受領額 年 月 日受領済

部分払受領額 年 月 日受領済

差引残額

検査年月日 年 月 日

部分払金を上記のとおり請求します。

年 月 日

請負者 住所
氏名 ⑩

（あて先）吉川市長

下記の口座に振込みして下さい。	
区分	金融機関名
	普通・当座
	こうざめいぎ
	口座名義